

8 他国の武力の行使との一体化

(1) いわゆる「他国の武力の行使との一体化」の考え方は、我が国が憲法第9条により武力の行使を行うことが許されない場合において、自衛隊が、武力の行使を行う他の軍隊に対して補給、輸送等の支援を行うことは、それ自体は直接武力の行使を行う活動ではないが、他の者の行う武力の行使への関与の密接性等から、我が国も武力の行使をしたとの法的評価を受ける場合があり得るとするものであり、そのような武力の行使と評価される活動を我が国が行うことは、やはり、憲法第9条により許されないとする考え方であるが、これは、いわば憲法上の判断に関する当然事理を述べたものである。

(2) 我が国の活動が、他の武力の行使と一体化するかどうかについては、

① 戦闘活動が行われている、又は行われようとしている地点と当該行動がなされる場所との地理的関係

② 当該行動等の具体的な内容

③ 他の武力の行使の任に当たる者との関係の密接性

④ 協力しようとする相手の活動の現況

等の事情を総合的に勘案して、事態に即して個々具体的に判断すべきものである。

(国会答弁例)

[参・予算委 昭34・3・19]
岸内閣総理大臣・林法制局長官 答弁

○国務大臣（岸信介君） 憲法の解釈からいえば、まず自衛権を裏付ける自衛隊というものの出動は、これはあくまでも自衛の限度に限られるわけでありますから、今ただ補給という日本に關係のない出動に対して、何か協力をするということは私は起これ得ないし、またそういうことは憲法上許されておらない、こう思います。

○政府委員（林修三君） これは、実は仮定の問題でございまして、今安保条約の改定の交渉をやっております場合において、日本の態度は、いわゆる日本の負うべき義務は、日本の憲法の範囲内においてやることでございますから、日本の憲法上負い得ないものをこの条約の中に盛り込むはずはないわけであります。ただいま仰せられました補給業務ということの内容は、先ほど總理が仰せられた通り実ははっきりしないのでございますが、経済的に燃料を売るとか、貸すとか、あるいは病院を提供するとかということは軍事行動とは認められませんし、そういうものは朝鮮事変の際にも日本はやっておるわけであります。こういうことは日本の憲法上禁止されないとということは当然だと思います。しかし極東の平和と安全のために出動する米軍と一緒にをなすような行動をして補給業務をすることは、これは憲法上違法ではないかと思います。そういうところは条約上ももちろんはっきりさしていくべきだと思います。

[参・外務委 昭57・4・20]
角田内閣法制局長官 答弁

○政府委員（角田禮次郎君） 一体をなすような行動をして補給業務をやるというふうに書いてありますが、これはその補給という観念の方から見るのじゃなくて、それ自体が武力行使の内容をなすような直接それにくつづいていると、そういうようなものはむしろ武力行使としてとらえられる、そして憲法に反するというような意味で林元長官が言われたのだと、そういう意味では私が先ほど申し上げていることと基本的には違ひはないように思います。

[衆・国連平和特委 平2・10・26]
中山外務大臣 答弁

○中山国務大臣 委員お尋ねの過日の政府見解につきまして、これから申し上げます。

- 一 いわゆる「国連軍」に対する関与のあり方としては、「参加」と「協力」とが考えられる。
- 二 昭和55年10月28日付政府答弁書〔編注：465頁参照〕にいう「参加」とは、当該「国連軍」の司令官の指揮下に入り、その一員として行動することを意味し、平和協力隊が当該「国連軍」に参加することは、当該「国連軍」の目的・任務が武力行使を伴うものであれば、自衛隊が当該「国連軍」に参加する場合と同様、自衛のための必要最小限度の範囲を超えるものであって、憲法上許されないと考えている。
- 三 これに対し、「協力」とは、「国連軍」に対する右の「参加」を含む広い意味

での関与形態を表すものであり、当該「国連軍」の組織の外にあって行う「参加」に至らない各種の支援をも含むと解される。

四 右の「参加」に至らない「協力」については、当該「国連軍」の目的・任務が武力行使を伴うものであっても、それがすべて許されないわけではなく、当該「国連軍」の武力行使と一体となるようなものは憲法上許されないが、当該「国連軍」の武力行使と一体とならないようなものは憲法上許されると解される。

以上でございます。

〔衆・国連平和特委 平2・10・29
工藤内閣法制局長官 答弁〕

○工藤政府委員 この武力の行使と一体をなすという答弁は、何も今回初めて申し上げることではございません。実はこれは二、三回ございますが、昭和34年の参議院予算委員会におきまして、例えば米軍と一体をなすような行動をして補給業務をすることは憲法上違法ではないかと思いますという、これは亡くなられた林修三元長官が答えているところでございますし、さらに昭和57年には参議院の外務委員会におきまして、これも元長官でございますが、角田の方から、一体をなすような行動をして補給業務をやる、これはその補給という観念の方から見るのじゃなくて、それ自体が武力行使の内容をなすように、直接それにくついている、こういうものはむしろ武力行使としてとらえられる、そして憲法に反するというような意味で林元長官が言われた、これは先ほどの34年のを引きましてそういう答えを申し上げているわけでございます。したがいまして、この武力行使と一体をなすという概念あるいはそういう憲法上の判断ということは、そういうときからずっとと言われてきているところでございます。

○工藤政府委員 私の方が先ほどから問題にしております考え方の基準と申しますのは、やはり憲法9条から発するわけでございます。そういう意味で、いわゆる我が国が武力の行使と見られることになるかどうか、我が国が武力の行使をしてはならない、こういうことでございますから、あるいは武力による威嚇まで含めても結構でございますが、そういうふうに見られるかどうか。そういうふうなものであれば憲法違反と言われ、それは憲法上許されない、こういうことでございます。そういう観点から、要するに憲法第9条から端を発して見るべきである、こういうことでございます。

…それを具体的に当てはめといいますか、そういう観点から申し上げますと、まさに先ほどからの条約局長のお答えにありますように、非常にいろいろなケースがあり得るということでございますが、あえてその判断基準の一、二を申し上げれば、先ほど距離的とか時間的とかおっしゃられましたけれども、現にその他のものが戦闘行動を行っている、あるいは行おうとしている、そういった地点とこちら側の行動との間の距離といいますか地理的関係といいますか、そういうふうなものもございますでしょうし、それから我が方のやります具体的な行為の内容もございますでしょうし、あるいはそういう他の、武力行使を現にしているようなものとの関係におきまして、ど

の程度それに密接になっているかという問題もありましょうし、あるいはその相手方、相手方といいますのは、その協力している相手方の活動の現況、こういったものもございます。そういうことを総合勘案する必要がある、こういうふうに申し上げているわけでございます。

それで、過去に問題があると言いましたようなケースにつきましては、例えば現に戦闘が行われているというふうなところでそういう前線へ武器弾薬を供給するようなこと、輸送するようなこと、あるいはそういった現に戦闘が行われているような医療部隊のところにいわば組み込まれるような形でと申しますか、そういうふうな形でまさに医療活動をするような場合、こういうふうなのは…問題があろうということでございますし、逆にそういう戦闘行為のところから一線を画されるようなところで、そういうところまで医薬品や食料品を輸送するようなこと、こういうふうなことは当然…憲法9条の判断基準からして問題はなかろう、こういうことでございます。したがいまして、両端はある程度申し上げられる、こういうことだと思います。

〔衆・国連平和特委 平2・10・29
柳井外務省条約局長 答弁〕

○柳井政府委員 考え方につきしまでは、ただいま法制局長官が答弁されたとおりであると思います。この34年の林法制局長官の御答弁、それからその後の角田元長官の御答弁、いずれもこの米軍の行動と一体をなすような補給業務に関する問題でございますが、このような具体的な行動と一体をなすかどうかという判断は、先ほど来申し上げていますように、単に空間的という関係だけではございませんで、その他の諸要素を勘案して、その具体的な案件に即してそれぞれ判断せざるを得ない、これをあらかじめ一般的、抽象的に申し上げることは大変難しいということでございます。

○柳井政府委員 先ほど来申し上げておりますように、やはり具体的なケースに即して判断すべき問題であるというのが基本でございます。委員の仰せられたような空間的な要素あるいは時間的な要素というのも確かにあります。しかしながらこれも、それぞれの具体的な武力紛争がどのような態様のもとで行われるかという点を離れて、そのような二つの要素だけで抽象的に決定するということはできないと思います。結局は具体的なケースに即して判断するというふうに申し上げるほかないと私は思います。

〔衆・国連平和特委 平2・10・30
柳井外務省条約局長 答弁〕

○柳井政府委員 武力行使と一体となるかどうかという点につきましては、いろいろな具体的な状況を総合的に判断して判定する必要があるわけでございます。ただいま、何を提供するか、何を運ぶかという点についての御指摘がございましたが、必ずしも何を提供するかということで一義的に決まるということではございませんで、戦闘行動が行われているところで、これはきのうちょっと私の方からも触れましたけれども、例えば地上で戦闘行動が行われている、そこに物資を空挺部隊が投下するというよう

な場合には武力行使と一体となるというようなことが考えられるわけでございます。その場合に、どのような物資を投下するか、どのような物資を補給するかということは必ずしも関係なく、仮に食糧のようなものでございましても、戦闘行動と、武力行使と一体になるという場合も考えられると思います。他方、武器弾薬のようなものでございましても、戦闘行動が行われている場所から非常に離れたところでそれと関係なく補給を行うというようなことは、単なる補給活動として、戦闘行動とは、武力行使とは一体とならないということはあると思います。

〔衆・外務委 平8・5・30
池田外務大臣・秋山内閣法制局第一部長 答弁〕

○池田国務大臣 …それからまた、いわゆる武力行使の一体化云々の話は、これは法制局の方から御答弁いただけるかと存じますけれども、私どもいたしましては、その一体化するかどうかという判断の基準はあらかじめ一般的に設定されておれば便利だということはあるかもしれませんけれども、やはりこれは事柄の性格上一般的、抽象的に基準を設定するというのは極めて難しいことでございまして、やはりこれは具体的な実態に即して、諸般の事情に即しながら判断していくしかないのかな、このような考えている次第でございます。

○前原委員 …日本自体は攻撃をされていない、しかし、日米安保第6条に基づいて米軍が周辺地域の紛争に日本の基地から出動している場合、…日本の領土内における米軍に対する水、食糧、燃料、医療支援、こういった後方支援は、今おっしゃった武力行使の一体化になるのかならないのか、法律上可能なのか…。

○秋山（收）政府委員 今の御質問で前提とされております条件のもとにおきましても、基本的には、例えば、いわゆる後方支援の相手方たる米軍が、具体的にどこでどのような活動をし、またしようとしているのか、あるいは、我が国による補給などの活動が具体的にどのような場所でどのような規模ないし形態で行われているのかなど、詳細な検討がさらに必要だと思われますので、確たるお答えを申し上げるのは困難な面はございますけれども、あえて一般論として申し上げますれば、お尋ねのようなケースの中で、まず我が国の領土内で水や食糧の補給を行う、あるいは医療支援を行うことにつきましては、概して武力の行使等との一体性が問題となるようなことは考えにくいのではないかと思われます。

さらに、公海上でそのような活動を行うことができるかどうかという問題でございますが、公海上の支援につきましては、支援の具体的な形態などによると思われますけれども、例えば武力紛争が行われる地域に該当するような公海で行うのか、それとも、それと関係のない公海上で行うのかというような地理的な問題、それから相手方との密接性などの点を勘査して、十分にこれは慎重な検討を要するものと考えております。

〔衆・安保委 平8・5・31
秋山内閣法制局第一部長 答弁〕

○秋山（收）政府委員 お尋ねの燃料の補給でございますが、確かに昨日の外務委員会の答弁の中では、水と食糧の補給あるいは医療支援につきましては、我が国の領土内で行われる場合には概して憲法上認められるだろうという趣旨の御答弁を申し上げましたが、燃料の補給につきましてはその中には入れておりませんでした。

その理由は、燃料の補給は、戦闘行為に直結するような形態による補給が一方で考えられる。また一方では、単に貯蔵タンク間で、燃料を輸送して貯蔵タンクに補充するというような形態の補給も考えられますので、きのうの答弁の中では、一般的な原則としまして、米国の活動や我が国の行為について、場所、規模、形態等、さらに詳細な検討が必要であって、確たるお答えを申し上げるのは困難であるというような一般原則を申しましたけれども、そのような原則のもとで考えられるべき一体化の有無は、一概に申し上げるのは困難なタイプの行為であるというふうに考えている次第でございます。

〔衆・安保委 平8・6・14
荒井防衛庁装備局長 答弁〕

○荒井政府委員 当該行為が米軍の行う武力の行使と一体となる場合には憲法上許されないものと考えておりますが、武力の行使と一体となすかどうかという判断基準について申し上げますと、戦闘活動が行われている地点と当該活動がなされている場所との地理的関係、我が方の該当行動の具体的な内容、各国の武力の行使そのものとの関係の緊密性、協力しようとしている相手方の活動の現況といった諸般の事情の総合的勘案により個々に判断されることになると思います。

このような観点から、戦闘行為のところから一線を画されるようなところでの後方支援部隊などに水や食料を補給するような場合には、武力の行使と一体となす活動に該当しないケースはあり得ると考えております。

〔衆・予算委 平9・2・13
大森内閣法制局長官 答弁〕

○大森（政）政府委員 …例としてはよく、輸送とか医療とかあるいは補給協力ということが挙げられるわけでございますが、それ自体は直接武力の行使を行わない活動について、それが憲法9条との関係で許されない行為に当たるかどうかということにつきましては、他国による武力の行使、あるいは憲法上の評価としては武力による威嚇でも同じでございますが、武力の行使等と一体となるような行動としてこれを行うかどうかということにより判断すべきであるということを答えてきているわけであります。

このような、いわゆる一体化の理論と申しますのは、仮に、みずからは直接武力の行使をしていないとしても、他の者が行う武力の行使への関与の密接性等から、我が国も武力の行使をしているとの評価を受ける場合を対象とするものであります、いわば法的評価に伴う当然の事理を述べるものでございます。

そして問題は、他国による武力の行使と一体となす行為であるかどうか、その判断

につきましては大体4つぐらいの考慮事情を述べてきているわけでございまして、委員重々御承知と思いますが、要するに、戦闘活動が行われている、または行われようとしている地点と当該行動がなされる場所との地理的関係、当該行動等の具体的な内容、他国の武力の行使の任に当たる者との関係の密接性、協力しようとする相手の活動の現況等の諸般の事情を総合的に勘案して、個々的に判断さるべきものである、そういう見解をとっております。

〔衆・予算委 平10・3・18〕
大森内閣法制局長官 答弁

○大森政府委員 一体化しているかどうかというのは他人から見た他人の判断であるかという趣旨のお尋ねがございましたけれども、要するに、この一体化の議論と申しますのは…仮にみずからは直接武力の行使または武力による威嚇をしていないとしても、他のものが行う武力の行使等への関与の密接性から我が国も武力の行使または武力による威嚇をしたとの評価を受ける場合があるということを前提としておりまして、これはいわば法的判断に、法的評価に伴う当然の事理を述べたものである、法的評価の問題である。

したがいまして、他人がそういうふうに言われるからやめておくのだという問題ではございませんで、やはり行う主体の側において、自分の行動が客観的にそのように評価されるということになる限りは主体的にやってはいけない問題である、その主体的判断の基準であるということでございます。

それからもう一点は、そういうあってもその基準が非常に不明確であるから、現場で判断を強いることになるのは不都合ではないかという御指摘でございますが、確かに個々具体的な判断ということの宿命といたしましてそのような御懸念が生ずることはごもっともでございますが、だからこそ、そういう現場で時々刻々の判断にかかるることのないように、あらかじめ類型的に一体化が生じないような行為を限定して、例えばガイドライン等で後方支援をする場合には、あらかじめ類型的に閣議等で決定をいたしまして、その範囲内で、一体化が生じないような範囲内において行うということが確保されるべきであるということも常々私どもも述べてきているところでございます。

○岡田委員 一体化という概念を一つづくられたわけですけれども、これは、憲法上禁じているのは武力行使そのものだ、だから、立法政策として法律の世界で、憲法上禁じられた武力行使というものをより万全に、武力行使をしないということを万全にするために、法律上そういう一体化というものを入れるというのならまだ分かるのですけれども、憲法上一体化したものもだめだということになると、それは、私は憲法の解釈を変えている、…

私は、そういう意味で、武力行使の一体性の議論というのはやめて、武力行使に当たるかどうかということで議論していった方が議論としてはずっと分かりやすい、こういうふうに思っております。長官、何かございましたら。

○大森政府委員 憲法上は武力による威嚇または武力の行使を禁止しているのであって、それと一体化する行為まで禁止してはいないじゃないかと。確かに、明文上はそのとおりでございますけれども、ただ、武力による行使等を禁止しているということは、憲法上の法的評価としてそれと同様の評価を受ける行為まで禁止しておるというふうに理解せざるを得ないわけでございまして、これは、法的評価に伴う当然の事理を述べたものであるというのをそのような趣旨でございます。

〔参・本会議 平11・1・22
小渕内閣総理大臣 答弁〕

○国務大臣（小渕恵三君） …補給、輸送協力等それ自体は直接武力行使を行わない活動でありましても、他国による武力の行使と一体となるような行動としてこれを行うことは憲法第9条との関係で許されないものであり、一体化するかどうかは、活動の具体的な内容の事情を総合的に勘案いたしまして、事態に即して個々具体的に判断すべきものであると考えております。

〔参・外交防衛委 平11・3・12
高村外務大臣 答弁〕

○国務大臣（高村正彦君） …私たちは一貫して、武力行使そのものと武力行使と一体化することは、個別の自衛権の場合は別ですけれどもそれ以外の場合にはできない、こういうことを申し上げてきているので、我々がそんなにどんどん拡大してきたとかそういうこともない、こういうふうに思っております。

〔衆・事態対処特委 平14・5・7
中谷防衛庁長官 答弁〕

○中谷国務大臣 国連憲章第51条に、個別的及び集団的自衛権が書かれております。我が国に対して外部からの武力攻撃が発生した場合においては、自衛権発動の三要件に該当する場合には、我が国は個別の自衛権の行使として自衛のための必要最小限度の武力を行使することができますし、また、この武力攻撃を排除し、我が国を防衛するために行動している米軍に対する我が国の支援については、この支援が米軍の武力の行使と一体化するものであっても、我が国の自衛権発動の三要件に合致する限り、憲法との関係で問題が生じることはない、また日米安保条約との関係で問題が生じるものではない、また広く国連の憲章に基づいて国際的にも何ら問題が生ずるものではないということでございます。

(質問主意書・答弁書)

(平14・5・31 対岡田克也・衆)

十六について

…我が国に対する武力攻撃が発生した事態への対応としての合衆国軍隊に対する支援については、…我が国に対する武力攻撃が発生した場合には、我が国は、我が国を防衛するため必要最小限度の武力の行使をすることができるから、我が国を防

衛するために行動している合衆国軍隊に対する支援は、一般に憲法第9条との関係で問題が生ずることはないと考える。

(平15・7・15 対伊藤英成・衆)

一及び三について

…御指摘の「武力行使との一体化」論とは、仮に自らは直接「武力の行使」をしていないとしても、他の者が行う「武力の行使」への関与の密接性等から、我が国も「武力の行使」をしたとの法的評価を受ける場合があり得るとするものであり、いわば憲法上の判断に関する当然の事理を述べたものである。これは、我が国の憲法が欧米諸国に例を見ない戦争の放棄等に関する第9条の規定を有することから生まれる解釈であり、「独りよがりの解釈となっている」との御指摘は当たらないと考える。

(国会答弁例)

〔衆・事態対処特委 平16・4・28
山本内閣法制局第二部長 答弁〕

○山本政府参考人 …まず、いわゆる武力行使との一体化とは何かということを御説明したいと思うんですけれども、これは、武力の行使を行っている他国の軍隊に対して、我が国が補給や輸送等、それ自体は直接武力の行使には該当しない、そういう支援活動を行う場合についての話でございまして、その支援活動の様態によっては、他国が行う武力の行使への関与の密接性等から、我が国が憲法9条の禁ずる武力の行使をしたとの評価を受ける場合があり得るということでございます。

ところで、この法案〔編注：武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律案〕の10条に基づきます支援でございますが、これは二つに分けて御説明したいと思うんですけれども、まず一つは、武力攻撃が発生した事態に関するものでございます。

もちろん憲法第9条は独立国家に固有の自衛権までをも否定する趣旨ではございませんで、武力攻撃が発生した事態におきましては、我が国が自衛のため必要最小限度の実力行使を行うことは、同条の禁ずる武力の行使には当たらないというわけでございます。

したがって、武力攻撃が発生した事態において、日米安保条約に従って我が国に対する外部からの武力攻撃を排除するために必要な行動を実施している米軍に対するこの法案に基づく我が国の支援といいますものは、我が國みずからが武力を行使することができる状況であります以上、憲法第9条との関係で問題が生ずることはないというふうに考えております。

もう一つは、武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態と武力攻撃予測事態においてはどうかという話でございます。

この段階におきましては、武力攻撃が発生しておりませんし、支援の対象となる米

軍の行動も、安保条約に従って我が国に対する外部からの武力攻撃を排除するために必要な準備のための行動に限られています。

そういうことで、米軍は武力の行使に当たる行動を行っていないわけでございますから、このような米軍に対する支援については、武力行使との一体化という問題は生じないし、もちろん憲法第9条との関係でも問題が生ずることはないというふうに考えます。

〔参・外交防衛委 平27・6・11
横畠内閣法制局長官答弁 対小野委員〕

○政府特別補佐人（横畠裕介君）…我が国自身が武力の行使を行うことが可能な場合におきましては、同じ範囲の活動を行っている他国の軍隊の武力の行使と一体化することが憲法上の問題にはならないということでございます。

（政府統一見解）

＜平成27年6月5日の重徳和彦議員の指摘事項について＞

（衆・平安特委理事会提出 平27・6・29）

（防衛省）

1. いわゆる「他国の武力の行使との一体化」の考え方とは、我が国が憲法第9条により武力の行使を行うことが許されない場合において、自衛隊が、武力の行使を行う他国の軍隊に対して補給、輸送等の支援を行うことは、それ自体は直接武力の行使を行う活動ではないが、他の者の行う武力の行使への関与の密接性等から、我が国も武力の行使をしたとの法的評価を受ける場合があり得るとするものであり、そのような武力の行使と評価される活動を我が国が行うことは、やはり、憲法第9条により許されないという考え方であるが、これは、いわば憲法上の判断に関する当然の事理を申し述べたものである。

2. （略）

3. 「新三要件」を満たす場合に存立危機事態への対処として我が国のある部隊が武力の行使としての機雷掃海を行っているときに、これに付随して、同様の機雷掃海を行う他国の軍隊に対して後方支援を行う場合は、米軍等行動関連措置法に基づいて行われることから、現に戦闘行為が行われている現場で行ったとしても、「他国の武力の行使との一体化」の問題は生じない。…

（国会答弁例）

〔衆・平安特委 平27・7・1
岸田外務大臣 答弁〕

○本村（伸）委員 …外務大臣にもお伺いをいたしますけれども、例えば、日本を攻撃しようとしているA国の戦闘機にB国の軍隊が給油をして、A国の戦闘機が日本を爆撃した場合、A国とB国は一体だというふうにお考えになりますでしょうか。

○岸田国務大臣 …この一体化の議論というのは、憲法の要請との議論であり、そし

て我が国特有の概念でありまして、これは国際法上の概念ではありません。ですから、我が国において一体化の議論をどう当てはめるかということであり、国際的に、A国、B国と挙げて、国際的なものについて一体化の議論を適用するということはあり得ないと思っています。

一体化の議論は、あくまでも憲法上の要請であって、我が国特有の議論であるということを申し上げているわけであります。ですから、これを国際的な社会一般に、A国、B国といって当てはめる、これは困難であるというお話をさせていただいております。

〔参・平安特委 平27・8・26
横畠内閣法制局長官答弁 対杉委員〕

○政府特別補佐人（横畠裕介君） いわゆる他国の武力の行使との一体化の考え方は、我が国が憲法第9条により武力の行使を行うことが許されない場合におきまして、我が国が行う他国の軍隊に対する補給、輸送等、それ自体は直接武力の行使を行う活動ではないが、他国の行う武力の行使への関与の密接性等から、我が国も武力の行使をしたとの法的評価を受ける場合があり得るとするものであり、そのような武力の行使と評価される活動を我が国が行うことは憲法第9条により許されないという考え方でございます。

これは、言わば憲法上の判断に関する当然の事理を申し述べたものであり、他国がどう評価するかという問題ではなく、我が国として判断すべき事柄でございます。

○政府特別補佐人（横畠裕介君） 我が国の活動が他国の武力の行使と一体化するかどうかの判断につきましては、従来から、①戦闘活動が行われている、又は行われようとしている地点と当該行動がなされる場所との地理的関係、②当該行動等の具体的な内容、③他国の武力の行使の任に当たる者との関係の密接性、④協力しようとする相手の活動の現況等の諸般の事情を総合的に勘案して個々的に判断するとしており、このような考え方には変わりはございません。

8-A 「現に戦闘行為が行われている現場」以外の場所における支援活動（一体化しない類型）

(1) 我が国が他国の軍隊に対してする支援活動については、当該軍隊の目的・任務が武力の行使を伴うものであれば全て許されないというわけではなく、当該軍隊の武力の行使と一体となるようなものは憲法上許されないが、当該軍隊の武力の行使と一体とならないようなものは憲法上許されると解される。

我が国の支援活動が、他国の武力の行使と一体化するかの判断については、従来から、①戦闘活動が行われている、又は行われようとしている地点と当該行動がなされる場所との地理的関係、②当該行動等の具体的な内容、③他の武力の行使の任に当たる者との関係の密接性、④協力しようとする相手の活動の現況等の諸般の事情を総合的に勘案して、個々的に判断するとしている。

(2) このような考え方を基本とした上で、自衛隊が支援活動を実施する都度、一体化するか否かの判断をするということは実際的ではないことから、平成11年の周辺事態安全確保法においては「後方地域」(注1)、平成13年のテロ特措法、平成15年のイラク特措法及び平成20年の補給支援法においては、同様のいわゆる「非戦闘地域」(注2)という要件を定め、そこで実施する補給、輸送等の支援活動については、類型的に、他国の武力の行使と一体化するものではないと整理してきたところである。

(注1)「後方地域」とは、我が国領域並びに現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる我が国周辺の公海及びその上空の範囲をいう。

(注2)「非戦闘地域」とは、現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる地域の通称である。

(3)その後、自衛隊の活動の実経験、国際連合の集団安全保障措置の実態、実務上のニーズの変化等を踏まえ、支援活動の実施、運用の柔軟性を確保する観点から、自衛隊が支援活動を円滑かつ安全に実施することができるよう実施区域を指定すること（注）を前提に、自衛隊の安全を確保するための仕組みとは区別して、憲法上の要請である一体化を回避するための類型としての要件を再整理した。

すなわち、重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成11年法律第60号）及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律（平成27年法律第77号）においては、一体化を回避するための仕組みとしては、「現に戦闘行為が行われている現場」では支援活動を実施しないこと、仮に、状況変化により、我が国が支援活動を実施している場所が「現に戦闘行為が行われている現場」となる場合には、直ちにそこで実施している活動を休止又は中止することを要件としている。

(注) 防衛大臣は、自衛隊の部隊等が後方支援活動等を円滑かつ安全に実施すること

ができるように当該後方支援活動等を実施する区域を指定するものとされている（重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第6条第3項及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律第7条第3項）ところ、この区域を実際に指定するに当たっては、現に戦闘行為が行われておらず、自衛隊の部隊等が現実に後方支援活動等を行う期間について戦闘行為が発生しないと見込まれる場所を指定することとしている。

(4) その考え方は、協力をしようとする相手が現に戦闘行為を行っているものでないという④の相手の活動の現況を中心として、そうであるならば、①の地理的関係においても、戦闘行為が行われている場所と一線を画する場所で行うものであることに変わりはなく、また、②の支援活動の具体的な内容（注1）については補給、輸送といった戦闘行為とは明確に区別することができる異質の活動であり、③の関係の密接性についても、自衛隊は、他の軍隊の指揮命令を受けてそれに組み込まれるものではなく、我が国の法令に従い自らの判断で活動するものであって、これまでと同様であることから、全体として一体化を回避するための仕組み・担保としては十分であると考えられるということである（注2）。

（注1）従来、他の軍隊に対する我が国の支援活動として、弾薬の提供及び発進準備中の航空機に対する給油等を行うことについてはニーズがなく、それらの活動が他の武力の行使と一体化するかについて判断していなかったところである。

しかしながら、その後、上記のとおり一体化を回避するための要件の再整理をするのに併せて、それらの活動のニーズがあるということを前提として、改めて慎重に検討した結果、それらの活動についても、現に戦闘行為が行われている現場では支援活動を実施しないという上記の一体化回避の枠組み、すなわちそのような類型が適用できると判断し、重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実

施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律においては、それらの活動を実施できることとした。

(注2) 自衛隊の部隊等が捜索救助活動を実施している場合に、当該捜索救助活動を実施している場所において戦闘行為が行われるに至り、当該場所が「現に戦闘行為が行われている現場」になったとしても、既に遭難者が発見され、自衛隊の部隊等がその救助を開始しているときは、当該部隊等の安全が確保される限り、当該遭難者に係る捜索救助活動を継続することができるとされている。

このように「現に戦闘行為が行われている現場」において捜索救助活動を継続することができるとされているのは、そもそも捜索救助活動というのは、他国の戦闘行為を支援するためのものではなくて、人命救助を目的に人道的見地から敵味方の区別なく実施されるものであり、「現に戦闘行為が行われている現場」において捜索救助活動を継続したとしても、他国の武力の行使と一体化することはないからである。

(国会答弁例)

〔参・外務委 平9・6・12
秋山防衛庁防衛局長・大森内閣法制局長官 答弁〕

○政府委員（秋山昌廣君） 今御説明いたしましたように、周辺地域における米軍の活動に対する日本の後方地域支援は、その性格からいたしまして主として我が国領域内において行われるということを考えているわけでございます。御指摘のように、場合によりますれば戦闘行動が行われている地域とは一線を画される日本周辺の公海及びその上空において行われることもあると考えているところでございまして、今自衛隊がということをおっしゃられましたが、もちろん自衛隊もあり得ると思いますが、一般的には民間の活用というようなことも米側は言っております。おりますが、そういうこともあります。

そこで、戦闘行動が行われている地域とは一線を画される地域ということは、まさに戦闘に巻き込まれないような地域ということを考えているところでございます。じゃ、どうやって一線を画される地域というものを考えるのかという点につきましては、今我々もいろいろ議論しておりますけれども、戦況、要するに制空権を確保しているとか制海権ですか、あるいは相手の国の攻撃力、時間とか距離とかいろんなことを考え得るかと思います。そういうたよなものを考えた結果、まさに戦闘行動が行われている地域とは一線を画される地域というものを確定したい。そして、そこでおっしゃられるような活動も含めて、これは個々具体的にこれから議論していくかなければいかぬと思っておりますけれども、そういうことも憲法上可能であるというふうに考えているところでございます。

○政府委員（大森政輔君） 法制局の立場でただいまの防衛局長の説明につけ加えることは余りないわけでございますが、結論的に申し上げますと、周辺事態において我が国が戦闘地域と一線を画せないような事態になったということになりますと、これは当然の結論として予定されている後方地域支援は行えない。しかしながら、一方では、我が国が今度は戦闘に巻き込まれるわけでございますから、今度は自衛行動自体が問題になる局面かもしれないということは言えようかと思います。

〔衆・予算委 平11・1・28
大森内閣法制局長官 答弁〕

○赤松（正）委員 …例えばこの法案〔編注：周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律案〕の中には、いわゆる後方地域支援活動、付表1、2の中に、物品、役務の提供に、戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に給油をしないとわざわざ書いてあります。

物品、役務の提供に、戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に給油しない。これは何でしないのですか。

○大森（政）政府委員 なぜ法律案の別表第1及び第2の備考でこのようなことを書いたかという御質問でございますけれども、直接的には、…米軍側にその要請がないということではありましたけれども、なおこれをここに書きましたゆえんは、私ども、

一昨年の夏前に、ガイドライン自体の内容検討、いろいろ私どもも参加して議論したわけでございますが、その際に、こういう形態における物品及び役務の提供というものは、やはり米軍の武力行使との一体化の問題について慎重な検討を要する問題ではないかということで問題にいたしまして、そして延々と議論を重ねたわけでございます。

そのうちに、いや、そもそも要請がないならばもう最後まで議論をし尽くす必要もないじゃないかということで、今度は、アメリカに、米軍に対して、そういうことを求める余地があるのかということを照会いたしましたら、いや、要請するつもりはない、そもそもこういうことは自前でやるべきことなんだというようなことがありましたので、その段階で、憲法上慎重な検討を要する問題であるということまでの共同認識を得て、それ以上の、絶対クロだというところまでの断定はしてないわけでございますが、私どもの立場では、今もやはり憲法上の適否について慎重な検討を要する問題であるという認識には変わりございません。…

〔衆・防衛指針特委 平11・4・23
大森内閣法制局長官 答弁〕

○大森（政）政府委員 …憲法9条が禁止しているのは武力の行使ということでございます。この武力の行使とはどういうことかと申し上げますと、これは、常々指摘されますように、人的、物的組織体による国際的武力紛争の一環としての戦闘行動、このように定義されているわけでございます。

そこで、今回、この周辺事態法における後方地域支援として予定している行為というものを見ますと、これは、日米安保条約の目的の達成に寄与する活動を行っている米軍に対する補給、輸送、修理及び整備、医療、通信等の支援措置でございます。したがいまして、その行為自体が先ほど申し上げましたような意味における戦闘行為自体に当たるということは、これは委員も肯定されるものではない、結論は同じであろうと思います。

そこで、問題は、そういう行為は、それ自体武力の行使という行為に当たらなくとも、米軍の武力の行使と一体化するという評価を受けることを通じて、やはり我が国も武力の行使をしているということになるんではないか、残されたものはそういう局面での議論であろうと思います。

そこで、その点につきましては、予定している行為はいずれも後方地域において行われる、後方地域と申しますのは、先ほど委員もある引用されましたような「現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる我が国周辺の公海及びその上空の範囲」において行う、しかも、そういう後方地域の要件が満たされないおそれが生じた場合には、実施区域の指定の変更あるいは活動の中止または一時休止についても法案がそれを予定している。したがいまして、後方地域においてのみ後方地域支援が実施されることが制度として担保されている、こういうことでございますから、このような後方地域支援の性

格、内容にかんがみますと、この法案に基づいて実施することを想定している後方地域支援は、いかなる意味においても米軍の武力の行使の一体化の問題を生ずることはあり得ないということでございまして、論理が破綻しているとか、そのような非難には当たらないんではなかろうかと思うわけでございます。

〔参・本会議 平13・10・19
小泉内閣総理大臣 答弁〕

○内閣総理大臣（小泉純一郎君） …本法案〔編注：旧テロ対策特措法案〕における協力支援活動等は、それ自体としては武力の行使に当たらない内容であり、また、その実施地域は戦闘行為が行われない地域に限定されていること等から、諸外国の軍隊による武力の行使との一体化の問題を生じさせることはなく、憲法上の問題はないものと考えています。

〔衆・イラク支援特委 平15・6・27
石破防衛庁長官 答弁〕

○渡辺（周）委員 …今、フセイン政権の残存勢力と言われているというのは、…これがフセインの残存政権だった場合は、これは国に準ずる勢力ということになるんでしょうか。…

○石破国務大臣 …それが、だれが確認するかによりますが、とつ捕まって、本当に私はフセインの残党であります、それを企図しておりましたということになれば、それは国に準ずる者ということになるだろうと思います。

…それで、現に戦闘が行われておらず、…活動を行う期間において戦闘が行われることを予測されないというふうに言っておるわけでございます。それが特定できない以上、つまり、…フセインの残党と言われているが確認できない、そうかもしれない、その可能性は排除できない、否定できないという以上、それは予測される地域ということになると思います。

ですから、非戦闘地域という概念をつくりますときに、それは戦闘が行われていない、そしてまた行動を行う期間において予測されないということになっておるわけでございます。そうすると、少なくともそういうような状況は、逆に申し上げれば、それが予測される地域ということになってしまう。そうすると、予測されない地域からは排除されるということにはなるだろうと思います。

〔参・本会議 平15・7・7
石破防衛庁長官 答弁〕

○国務大臣（石破茂君） …法案〔編注：旧イラク人道復興支援特措法案〕におきましては、対応措置の実施はいわゆる非戦闘地域において実施することとされておりますが、これは、我が国が憲法の禁ずる武力の行使をしたとの評価を受けないよう、他国による武力の行使との一体化の問題を生じないことを制度的に担保する仕組みの一環として設けたものであります。

〔参・外交防衛委 平15・7・10
秋山内閣法制局長官 答弁〕

○政府特別補佐人（秋山收君） … [編注：憲法] 9条との関係で、戦闘行為とは、「国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為をいう。」、それから、国際的な武力紛争とは、国又は國に準ずる組織との間において生ずる武力を用いた争いをいうものと考えているところでございます。

…論理の問題としてお答えすれば、米英軍等の他国による実力の行使の相手方がおっしゃるような盗賊団のようなたぐいの場合には、これは國又は國に準ずる組織に評価されるものではない。…

…とつさの場合に、突然起きた紛擾事態が、相手方が盗賊団なのかあるいは國に準ずる組織なのか分からぬではないかという御質問でございますが、観念的には、もちろん國に準ずる組織と申しますのは国際的な紛争の当事者たり得る実力を有する組織体ということでございますが、とつさの場合に分からぬという状況がありましたら、それは正に運用の問題といたしまして、法案 [編注：旧イラク人道復興支援特措法案] 第8条第5項の考え方方に沿いまして、その見極めが付くまでの間、取りあえずその活動は一時休止するなどして活動の継続を差し控えて、それで法律上の要件が満たされていることが確認された後に活動を再開するということであるべきと考えます。

○政府特別補佐人（秋山收君） 結局、その相手方が國に準ずる組織であるかどうか…の見極めは、正に具体的な個別具体的な事案の事実関係に即して判断されるべきものであると考えますが、当該行為の主体が一定の政治的な主張を有し、相応の組織や軍事的実力を有するものであって、その主体の意思に基づいてその破壊活動が行われているというような場合には、その行為が國に準ずる組織によるものに当たるとされることがあるのではないかと考えます。

〔参・外交防衛委 平15・7・10
石破防衛庁長官 答弁〕

○若林秀樹君 …戦闘行為はどういうものなののかということについて…具体的にその戦闘行為かどうかということを現場でどのように判断するのか、…計画性、組織性、継続性、国際性を、どうやって現場で瞬時にこれを判断するのか、お聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣（石破茂君） …その場における、瞬時のとは申しませんが、極めて限られた時間での判断が必要だと思っております。

そのときに、現場の指揮官が判断いたしますときに、そのよりどころとなるようなもの、すなわち、こういう場合には、…とにもかくにも一回休止あるいは退避ということを行ひなさいというようなことですね。ある意味、抑制的なものでございます。これこれしかじか、こういうような場合には、それは外見もございましょう。それから、規模もありましょう。そしてまた、その者たちが何を言っているかということも

ございましょう。そういうようなある意味、外形標準にならざるを得ないと思っております。こういうような場合には、とにかく一回引きなさいということ、そういうような基準を示すことが必要なんだろうというふうに思っております。

それは、何をもって継続性といい、何をもって国際性といい、何をもって組織性といいか、…実際にそれを判断するというのは、繰り返しになりますが、ある意味、外形標準という形になるだろうと思っております。

(質問主意書・答弁書)

(平16・2・6 対中川正春・衆)

五について

政府は、従来から、憲法第9条第1項の「武力の行使」とは、基本的には国家の物的・人的組織体による国際的な武力紛争の一環としての戦闘行為をいうと解釈している。このことを踏まえ、イラク人道復興支援特措法は、我が国の活動が憲法の範囲内で行われることを確保するため、第2条第3項において、「戦闘行為」を「国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為」と定義した上で、「現に戦闘行為が…行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる」地域で対応措置を実施すること等を定めたものである。

(国会提出資料)

〈テロ対策特措法に基づいて、自衛権を使用する米国等に対して協力支援活動等を行うことについて、久間防衛大臣は「軍事的支援」と表現したが、これは、我が国憲法上（集団的自衛権の行使等との関係で）問題ではないかとのお尋ねについて〉

(衆・テロ・イラク特委理事会提出 平19・5・14)

(防衛省)

- 1 現在、米国等がアフガニスタン領域内で実施している活動は、基本的には、領域国であるアフガニスタンの同意を得て行われているものと承知しており、このような米国等の活動は、自衛権により国際法上正当化される必要がある活動ではない。
- 2 また、O E F - M I Oに参加している各国が洋上で行っている活動の国際法上の根拠については、個別具体的な事例の態様により異なり得るので、一概に申し上げることは困難である。
- 3 久間大臣の「軍事的支援」との発言は、我が国の実力組織である自衛隊が本法に基づき実施している措置の対象が、9.11のテロ攻撃によってもたらされている脅威の除去に努めることにより国連憲章の目的の達成に寄与する諸外国の「軍隊」等の活動であることを意味して言ったものである。
- 4 いずれにせよ、テロ対策特措法に基づき我が国が行う活動は、それ自体としては武力の行使に当たらず、また、その活動の地域はいわゆる「非戦闘地域」であること等から、諸外国の軍隊等の武力の行使と一体化するものではないので、憲法第9

条の禁ずる武力の行使に当たるものではない。

5 したがって、お尋ねのような集団的自衛権の問題は生じない。

(参考1) 集団的自衛権とは、国際法上、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利と解されている。

(参考2) 我が国がテロ対策特措法に基づき実施する協力支援活動等の対象となる「諸外国の軍隊等の活動」の中には、法文上、国連憲章第51条の個別的又は集団的自衛権の行使として行われるものも含まれる。

(国会答弁例)

[衆・本会議 平19・10・5
宮崎内閣法制局長官 答弁]

○政府特別補佐人(宮崎礼壹君) 現行のテロ特措法に基づく協力支援活動と憲法との関係についてお尋ねをいただきました。

集団的自衛権は、一般に、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利をいうと解され、政府としては従来からその行使は憲法上許されないと解しております。

ところで、この場合、集団的自衛権とは国家による実力の行使についての概念でございまして、例えば基地の提供や単なる費用の支出、あるいは現行のテロ特措法の枠組みの下での補給等の支援活動のようなものは、いずれも実力の行使自体に当たらず、集団的自衛権の問題は生じないと考えられてきているところでございます。

現行のテロ特措法に基づく補給などの活動は、それ自体武力の行使、すなわち国家による実力の行使に当たらないものであることは明らかであります、また、その活動の地域が同法に言います非戦闘地域であること等の法律上の枠組みが設定され、他の武力の行使との一体化の問題が生じないように規定されておりますので、集団的自衛権の問題を含め憲法第9条に違反することはないと考えております。

このような考え方に基づきまして、これまでテロ特措法を始めとして累次の立法がなされ、現実に憲法に適合するものとして自衛隊による活動が展開されてきているものと承知しております。

[衆・本会議 平19・10・23
福田内閣総理大臣 答弁]

○内閣総理大臣(福田康夫君) …インド洋における海上自衛隊の活動と集団的自衛権の行使についてのお尋ねがございました。

集団的自衛権とは、国際法上、一般に、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止することが正当化される権利をいうと解されております。

このように、集団的自衛権は、国家による実力の行使についての概念であります。したがって、そもそも実力の行使に当たらない行為については、集団的自衛権の行使

といった問題は生じません。

現在、インド洋で海上自衛隊が行っている補給活動も明らかに実力の行使には当たらないため、集団的自衛権の行使といった問題が生じることはございません。

また、現行のテロ対策特措法に基づく補給活動は、それ自体武力の行使に当たらず、また、我が国の活動の地域が非戦闘地域であること等の法律上の枠組みが設定されているため、憲法第9条に違反することはないものと考えております。

なお、周辺事態安全確保法に基づく後方地域支援や、日米安全保障条約に基づく米軍への基地の提供についても、憲法上何ら問題ないことは言うまでもありません。…

〔参・本会議 平19・11・28
福田内閣総理大臣 答弁〕

○内閣総理大臣（福田康夫君） …次に、自衛隊の海外における活動と憲法に関する見解についてお尋ねがございました。

まず第一の論点でありますインド洋における海上自衛隊の補給活動については、明らかに実力の行使には当たらないため、国家による実力の行使についての概念である集団的自衛権の行使といった問題が生じることはありません。

また、旧テロ対策特措法及び補給支援特措法案に基づく活動は、それ自体武力の行使に当たらず、また我が国の活動の地域が非戦闘地域であるということなどの法律上の枠組みが設定されておりまして、憲法第9条に違反することはないものと考えております。…

〔衆・テロ・イラク特委 平20・10・17
麻生内閣総理大臣 答弁〕

○麻生内閣総理大臣 補給支援活動というものは、明らかに実力の行使には当たっておりません。国家による実力の行使というものについての概念であります集団自衛権の行使という問題はまず生じていない。まず第一点です。

また、この補給支援活動は、それ自体が武力の行使には当たりません。また、我が国の活動の地域は非戦闘地域である、地図で見られたとおりです。であることなどの法律上の枠組みというのも考えてみましても、憲法9条違反に当たることはないということであります。

〔参・内閣委 平21・11・19
平野内閣官房長官 答弁〕

○国務大臣（平野博文君） 補給支援法の特措法に基づく他の軍隊に対する給油等の支援活動は、それ自体武力の行使に当たるものではないと。また、その活動の地域、エリアが非戦闘地域に限定されている、こういう法律上の枠組みによって設定されていると。他の武力行使との一体化の問題が生じないように規定されておるものと解釈をいたしているところでございます。

〔参・内閣委 平21・11・19〕

(宮崎内閣法制局長官 答弁)

○政府特別補佐人（宮崎礼壹君） …周辺事態安全確保法における後方地域というのは定義がございまして、…「我が国領域並びに現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる我が国周辺の公海及びその上空の範囲をいう。」と、…そのように書いてございます。

そして、周辺事態に際しましては、同法に基づいて我が国は、後方地域において日米安保条約の目的の達成に寄与する活動を行っている米軍に対する輸送、補給といった物品役務の提供等の支援措置を実施するというふうになっております。

それで、後方地域支援というのは、それ自体武力の行使に該当するものを含んでいませんし、また、後方地域において行われる行為でありますことから他国の武力の行使と一体化するということもない、したがって憲法第9条との関係で問題の生ずるものではないと、…そういうことだと存じております。

(質問主意書・答弁書)

(平22・3・19 対赤嶺政賢・衆)

二について

政府は、イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法（平成15年法律第137号）そのものが違憲であったとは考えていない。同法に基づく自衛隊のイラクへの派遣についても、同法第8条第3項に規定する実施区域が、現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる地域であるなど、同法の規定に従って行われるものである限りにおいては、違憲となるとは考えていない。

(国会答弁例)

[参・海賊テロ特別委 平26・6・6
横畠内閣法制局長官答弁 対辻元委員]

○横畠政府特別補佐人 これまで、いわゆる周辺事態法あるいは旧テロ対策特別措置法などにおいては、自衛隊の補給、輸送等の活動の地域を、後方地域、あるいは、いわゆる御指摘のありましたような非戦闘地域に限定するなどの法律上の枠組みを設定し、他国による武力の行使との一体化の問題が生じないようにしてきたところであり、これにより、現場の隊員がその都度憲法判断を迫られるといった事態を回避しつつ、円滑な活動が確保されるよう、制度を構築してきたところでございます。

いわば戦闘行為が行われることがないのであれば、一体化することもないという考え方でございます。

(閣議決定)

<國の存立を全うし、國民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について>

(平26・7・1 閣議決定)

2 国際社会の平和と安定への一層の貢献

(1) いわゆる後方支援と「武力の行使との一体化」

ア いわゆる後方支援と言われる支援活動それ自体は、「武力の行使」に当たらない活動である。例えば、国際の平和及び安全が脅かされ、国際社会が国際連合安全保障理事会決議に基づいて一致団結して対応するようなときに、我が国が当該決議に基づき正当な「武力の行使」を行う他国軍隊に対してこうした支援活動を行うことが必要な場合がある。一方、憲法第9条との関係で、我が国による支援活動については、他の「武力の行使と一体化」することにより、我が国自身が憲法の下で認められない「武力の行使」を行ったとの法的評価を受けることがないよう、これまでの法律においては、活動の地域を「後方地域」や、いわゆる「非戦闘地域」に限定するなどの法律上の枠組みを設定し、「武力の行使との一体化」の問題が生じないようにしてきた。

イ こうした法律上の枠組みの下でも、自衛隊は、各種の支援活動を着実に積み重ね、我が国に対する期待と信頼は高まっている。安全保障環境が更に大きく変化する中で、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の立場から、国際社会の平和と安定のために、自衛隊が幅広い支援活動で十分に役割を果たすことができるようになることが必要である。また、このような活動をこれまで以上に支障なくできるようにすることは、我が国の平和及び安全の確保の観点からも極めて重要である。

ウ 政府としては、いわゆる「武力の行使との一体化」論それ自体は前提とした上で、その議論の積み重ねを踏まえつつ、これまでの自衛隊の活動の実経験、国際連合の集団安全保障措置の実態等を勘案して、従来の「後方地域」あるいはいわゆる「非戦闘地域」といった自衛隊が活動する範囲をおよそ一体化の問題が生じない地域に一律に区切る枠組みではなく、他国が「現に戦闘行為を行っている現場」ではない場所で実施する補給、輸送などの我が国の支援活動については、当該他国の「武力の行使と一体化」するものではないという認識を基本とした以下の考え方にして、我が国の安全の確保や国際社会の平和と安定のために活動する他国軍隊に対して、必要な支援活動を実施できるようにするための法整備を進めることとする。

(ア) 我が国の支援対象となる他国軍隊が「現に戦闘行為を行っている現場」では、支援活動は実施しない。

(イ) 仮に、状況変化により、我が国が支援活動を実施している場所が「現に戦闘行為を行っている現場」となる場合には、直ちにそこで実施している支援活動を休止又は中断する。

(2) (略)

(国会答弁例)

〔衆・予算委 平26・7・14
横畠内閣法制局長官答弁 対岡田委員〕

○横畠政府参考人 …いわゆる、他国の武力の行使との一体化の考え方は、我が国が行う他国の軍隊に対する補給、輸送等、それ自体は直接武力の行使を行う活動ではないが、他の者が行う武力の行使への関与の密接性などから、我が国も武力の行使をしたとの法的評価を受ける場合があり得るというものであり、そのような武力の行使と評価される活動を我が国が行うことには憲法第9条により許されないという考え方がありますが、これはいわば憲法上の判断に関する当然の事理を述べたものであると考えております。

今般の閣議決定〔編注：国の存立を全うし、国民を守るために切れ目のない安全保障法制の整備について（平成26年7月1日閣議決定） 369頁参照〕は、そのような考え方を変えるものではございません。その前提を維持した上で、これまで、自衛隊が活動する範囲を、およそ一体化の問題が生じない地域に一律に区切るという枠組みを採用していたわけですけれども、この点を見直しまして、我が国の支援活動の対象となる他国軍隊が現に戦闘行為を行っている現場、別の言い方、一般的に申し上げれば戦場と言っていいのかもしれませんけれども、もちろん、断続的、継続的、一時休止みたいなものがあるかもしれませんけれども、これは常識的な意味におきまして、現に戦闘行為を行っている現場では支援活動は実施しない。これによって、一体化の問題は基本的に回避できるであろうと。

仮に、状況変化によって、我が国が支援活動を実施している場所が現に戦闘行為を行っている現場となる場合には、直ちにそこで実施している支援活動を休止または中断する、そういう考え方によても、まさに他国の武力の行使との一体化の問題は回避することができるという整理をいたしまして、その考え方へ従って法整備を進めるというものであると理解しております。

〔衆・予算委 平27・3・3
横畠内閣法制局長官 答弁〕

○辻元委員 …先ほど、後方支援における武器弾薬、それから発進準備中の航空機への給油の問題も問題になりましたね。それは武力行使との一体に当たるおそれがある。

…

大森長官が昔このことを問われて、もうこれもずっと議論しているんですけども、戦闘行為との密接な関係があるのではないかということで慎重になるべきだ、これは武器弾薬も航空機への給油もそうですけれども、そのような発言をされています。大いに憲法上の適否については疑惑があるから慎重にやりなさいという趣旨の発言をされているんですね。これは変わっていないですね。

○横畠政府特別補佐人 この一体化の問題につきましては、提供する物資が武器弾薬であるか、あるいは食料、水等であるか、その物によって結論が異なる、そういう考え方には基本的にはございません。

例えば、前線、戦場におきまして食料、水を提供する、それもまさに戦う力を補強する、現場で補強するということになりますので、それは一体化し得るというふうに考えております。武器弾薬でありましても、離れた場所で提供する場合には、いずれそれが戦場で使われるかもしれませんけれども、それは一体化するものではないというふうに整理しております。

それから、発進準備中の戦闘機に対する給油等でございますけれども、これにつきましては、明確にそれ自体が一体化するものであるから避けるという整理ではございませんで、そういうニーズはないだろうということでこれまで取り上げていないというふうに理解しております。

〔衆・平安特委 平27・5・27
安倍内閣総理大臣答弁 対岡田委員〕

○安倍内閣総理大臣 従来のいわゆる戦闘地域は、我が国の活動が他国の武力行使と一体化することがない制度的枠組みとして設けられたものである…。そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる地域であります。いわば、自衛隊が半年間派遣されるとすれば、半年間戦闘がないと見込まれる地域であります。

実際上は、自衛隊は一ヵ所にとどまらず、さまざまな場所で活動しますが、ある地域で一週間でも活動するためには、そこで半年間戦闘がないと見込まれる場所を指定していたわけですが、これは、10年以上前、当時、自衛隊による実際の活動経験がない中において、専ら憲法との関係を考慮して考え出されたものであります。

…このいわゆる非戦闘地域の概念については、さまざまな議論があったことから、自衛隊による実際の活動経験や諸外国の活動の実態等の現実に即した検討を行った結果、現に戦闘行為が行われている現場以外の場所で行う補給、輸送等の活動は他国の武力の行使と一体化するものではないと判断したものでございます。

一方、新たな仕組みのもとでも、部隊の安全等を考慮しまして、今現在戦闘行為が行われていないというだけではなくて、自衛隊が現実に活動を行う期間について戦闘行為が発生しないと見込まれる場所を実施区域に指定することとなります。

このように、新たな考え方は、武力行使の一体化論そのものを前提とするわけであります。現実の安全保障環境に即した合理的かつ柔軟な仕組みに整理し直したものであります。まさに、非戦闘地域の概念を御説明していた国会においても、さまざまな議論がございました。…そして、その後の経験も踏まえまして、まさに整理をし直した。他方、攻撃を受けない安全な場所で活動を行うことについては従来といさかの変更もないわけでありまして、新たな考え方への変更そのものが活動に参加する自衛隊員のリスクを高めるとは考へてはいないわけでございます。

(政府統一見解)

〈他国の武力の行使との一体化の回避について〉

(民主党に提出 平27・6・9)

(内閣官房・内閣法制局)

- 1 いわゆる「他国の武力の行使との一体化」の考え方は、我が国が行う他国の軍隊に対する補給、輸送等、それ自体は直接武力の行使を行う活動ではないが、他の者の行う武力の行使への関与の密接性等から、我が国も武力の行使をしたとの法的評価を受ける場合があり得るというものであり、そのような武力の行使と評価される活動を我が国が行うこととは、憲法第9条により許されないという考え方であるが、これは、いわば憲法上の判断に関する当然の事理を述べたものである。
- 2 我が国の活動が、他国の武力の行使と一体化するかの判断については、従来から、①戦闘活動が行われている、又は行われようとしている地点と当該行動がなされる場所との地理的関係、②当該行動等の具体的な内容、③他国の武力の行使の任に当たる者との関係の密接性、④協力しようとする相手の活動の現況等の諸般の事情を総合的に勘案して、個々的に判断するとしている。
- 3 今般の法整備は、従来の「非戦闘地域」や「後方地域」といった枠組みを見直し、
 - ① 我が国の支援対象となる他国軍隊が「現に戦闘行為を行っている現場」では、支援活動は実施しない。
 - ② 仮に、状況変化により、我が国が支援活動を実施している場所が「現に戦闘行為を行っている現場」となる場合には、直ちにそこで実施している支援活動を休止又は中断する。という、「国の存立を全うし、国民を守るために切れ目のない安全保障法制の整備について」(平成26年7月1日閣議決定)で示された考え方方に立ったものであるが、これまでの「一体化」についての考え方自体を変えるものではなく、これによつて、これまでと同様に、「一体化」の回避という憲法上の要請は満たすものと考えている。

(国会答弁例)

衆・平安特委 平27・6・15
横畠内閣法制局長官・中谷防衛大臣 答弁

○丸山委員 …今、我が国が後方支援をできない地域というのが、戦闘地域ではできません。一方で、今回の法案【編注：我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案等】では現に戦闘行為を行っている現場ではできないということになっていると思いますけれども、これはこれまでよりも地理的範囲として広がっているのか狭まっているのか、この点をお答えいただきたいと思うんです。

○横畠政府特別補佐人 これまでのいわゆる非戦闘地域でのみ後方支援を行うという考え方でございますけれども、まさにその活動を行う期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる地域ということで、相当程度の将来予測が入っておりまして、かつ、その運用といたしまして、派遣の期間を通じてそういう戦闘行為

が行われないということが見込まれるというような運用がなされていたと聞いております。

今回やろうとしていることは、派遣の期間全体ではなくて、個々の活動ごとにいわば実施区域というものを定める、そういう仕組みに変えて柔軟性を持たせようということだと聞いております。

その意味で、実際の部隊あるいは要員が支援に出向くというときにおいてどんなところに行くかということにつきましては、まさに戦闘行為が行われることがない、そういうところにしか行かないということで、同じでございます。

○横畠政府特別補佐人 ちょっと中間省略で結論を述べてしまつたのでわかりにくかったかもしれませんけれども、従前はその要件を全て法律に書き切っていたわけでございます。今回は、一体化しない、一体化を回避するための要件としては、簡単に言うと戦闘現場では行わないというルールを明定しました。

その上で、どこに行くかというような実施区域というものは従前と同じように防衛大臣が指定することになっておりまして、その指定の際に円滑かつ安全に活動ができるというところで定めなさいとこれまた法律に明定してございますので、別の言い方をすれば、まさにそこで戦闘行為が行われている、あるいは行われるんだということが予測されるような、あるいは、逆に言えば、戦闘行為が行われないんだということが確認できないのであれば、行っても実際に後方支援はできません。また、安全も確保できません。

ですから、実施区域の指定というところにおきまして、円滑かつ安全に業務が行われるという縛りがかかるておりますので、実質、行くときにおいて、安全である、あるいは武力行使が行われないということは担保されておりますので、その意味で同じだということをお答えしたわけです。

○横畠政府特別補佐人 …これまでの要件であるならば、派遣の期間を通じて全部戦闘行為が行われないというふうに認められる場合、そのエリアしか活動しない。その場合には、1週間は絶対大丈夫だという想定にかかわらず、とにかく全部が派遣期間を通じて戦闘行為が行われないということが要件として運用されていた。

今回は、実際の活動、個々の活動の期間を通じてということになるわけですけれども、その間戦闘行為が行われない、そういう要件にするということでございます。

○横畠政府特別補佐人 つまり、派遣の期間が例えば1年だとします。そして、6カ月の間は戦闘行為が行われないということが認められるとしても、1年間は保証できないというときには行けなかったわけです。それに対して、活動の期間が6カ月なら、6カ月間戦闘行為が行われない、安全だということであるならば、そこには行けるということでございます。

○丸山委員 つまり、今までの非戦闘地域じゃないところでも、戦闘地域のところでも、現に戦闘を行っている現場でなければ行ける、広がるということでいいんですね。はいかいいえで、最後、答えてください。

○中谷国務大臣 はい、憲法上はそのとおりでございます。

〔衆・平安特委 平27・6・26
中谷防衛大臣答弁 対塩川委員〕

○中谷国務大臣 政府といたしましては、我が国の平和と安全を確かなものにしていくためには、重要影響事態というものを設けまして、こういった我が国の平和と安全に重要な影響を与える事態に対処している外国の軍隊等に対して、我が国として、実施できる範囲で必要なあらゆる支援を行うことができるように法的措置を講じておくということが重要であると考えました。

現行の周辺事態法制定時におきましては、米軍からニーズがなかったために、弾薬の提供、そして戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機への給油、整備につきましては支援内容から除いておりました。また、物品、役務の提供は、公海及びその上空で行われる輸送を除き、我が国の領域において行われるものとしたわけでございます。

しかし、その後、日米で防衛協力の協議を行いまして、ガイドラインの見直しが進められた協議の中で、米側から、これらを含む幅広い後方支援への期待が示されております。

また、実際に一昨年、南スーダンのPKOに参加している陸上自衛隊部隊が、国連からの要請を受けて、韓国部隊のために弾薬提供を求められまして行ったということで、想定外の状況によって弾薬を融通する必要性が生じる場面もありました。

さらに、安全保障環境が変化をして、脅威が世界じゅうのどの地域において発生しても我が国の安全保障に直接的な影響を及ぼし得るという状況になりまして、この重要影響事態という事態をつくりまして、我が国の平和と安全を確保していくために不測の事態に対応していくということで、弾薬の提供、発進準備中の航空機への給油、整備、外国領域などに限られない後方支援活動について実施するよう措置するという対応をしたということでございます。

〔衆・平安特委 平27・7・8
中谷防衛大臣 答弁〕

○宮本（徹）委員 …この法案【編注：現重要影響事態法第7条第6項】で書かれている、既に遭難者が発見され、自衛隊の部隊等がその救助を開始しているときは、戦闘行為が行われている現場であっても継続することができる。既に遭難者が発見され救助を開始しているときというのは、このスタート時点はいつなんですかね。既に遭難者が発見され救助を開始しているとき。目視で発見したときなのか。あるいは、墜落者の位置情報を、今はGPSでその時点で瞬時に把握できていると思いますけれども、それが発見なのか。あるいは救難機が発進していったときなのか、あるいはその救難機がロープを垂らしたときなのか。これはいつなのかというのをちょっと。

○中谷国務大臣 既に遭難者が発見されて自衛隊の部隊等がその救助を開始しているときは、捜索救助活動を行う自衛隊の部隊等が遭難者の所在する場所に到着し、既に救助活動を始めている場合をいいます。したがいまして、部隊等が遭難者をいまだ発見することができずに捜索を続けている場合、また遭難者の所在する場所に向かつ

ているような段階はこれに含まれないということでございます。

仮に、このような段階において遭難者が所在する場所で戦闘行為が行われるに至ったときは、部隊等がその現場にみずから赴いて救助活動を実施することはなくて、例えば諸外国の軍隊等に速やかに連絡して対応を引き継ぐなどの措置がとられることがあります。

○宮本（徹）委員 …戦闘現場で捜索救難作戦を継続する場合、武器を使用することはあるんでしょうか。

○中谷国務大臣 自己保存の武器使用はできるということでございます。

○宮本（徹）委員 今回の場合は、戦闘現場になつても活動を継続する、任務を遂行する、任務を遂行するために武器を使用するわけですね。

戦闘現場で任務を遂行するための武器の使用というのは、文字どおり戦闘行為であり、憲法の禁止する武力の行使そのものなんじやないですか。

○中谷国務大臣 この点につきましては、まず、防衛大臣は、自衛隊の部隊が現実に活動を行う期間について戦闘行為が発生しないと見込まれる場所を実施区域に指定するということで、万が一、状況が急変して、活動の場所において戦闘行為が行われるに至った場合でも、当該部隊の安全が確保されるといった場合に限り捜索救助活動を継続することはできますが、これは自衛隊が既に所在している現場の状況が急変したことによるものであります、部隊がみずから危険に接近するものではない。

また、自衛官が武器を使用できるのは、不測の事態に際して自己や自己の管理のもとに入った者の防護のためのやむを得ない必要がある場合のみであります、自己保存のための自然権的権利というべきものであります、憲法9条で禁じられた武力の行使には当たらないと考えております。

○宮本（徹）委員 …自己保存というんだったら活動を中断する、これが今までの説明だったんじゃないですか。今度は活動を、任務を遂行する、そのために武器を使用する。これが自己保存だということで成り立つんだったら、今までの全ての、積み上げてきた皆さんの、政府の解釈の積み上げが崩れますよ。後方支援だって何だって、攻撃されて撃ち返すのは自己保存だからどんどんやるんだ、任務を遂行していくんだということになるじゃないですか。

今まで自己保存のための権利と対比していろいろな答弁で重ねてきたのは、任務遂行のための武力の行使か、自己保存のための自然発生的な権利だ、これを対比で今まで政府は答弁されてきているわけですよ。お答えください。

○中谷国務大臣 そもそも捜索救助活動というのは、他国の戦闘行為を支援するためのものではなくて、人命救助を目的に、人道的見地から敵味方の区別なく実施されるものでございます。

したがいまして、仮に戦闘行為が行われている現場において安全が確保される限りにおいて御説明したような例外に当たる限度で捜索救助活動を継続したとしても、他の武力の行使と一体化することなく、憲法の禁じる武力の行使をしたとの法的評価を受けることはない。任務遂行の武器使用ではございません。

○中谷国務大臣 …この重要影響事態法による搜索救助活動の対象となる戦闘参加者とは、特定の国の戦闘員に限定するものではなくて、人道上の必要性に鑑み、条文上、支援対象国である合衆国の軍隊等と敵対する国の戦闘員も排除されておりません。これは現行の周辺事態法と同様であります。…

(政府統一見解)

<平成27年6月26日の塩川鉄也議員の指摘事項について>

(衆・平安特委理事会提出 平27・7・14)

(防衛省、内閣官房国家安全保障局、内閣法制局)

1. 我が国の活動が、「他国の武力の行使と一体化」するかの判断については、従来から、

- ① 戦闘活動が行われている、又は行われようとしている地点と当該行動がなされる場所との地理的関係、
 - ② 当該行動等の具体的な内容、
 - ③ 他国の武力の行使の任に当たる者との関係の密接性、
 - ④ 協力しようとする相手の活動の現況、
- 等の諸般の事情を総合的に勘案して、個々的に判断するとしている。

2. その上で、現行の周辺事態法制定時において、「戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備」に関しては、憲法上慎重な検討を要する問題としつつ、米側からの要望がなく、このような支援を行うことが想定されなかつたことから、それ以上の検討をせず、これを実施しないこととしたものである。

3. 今般の法改正に当たっては、ニーズが確認されたことを前提として、「戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備」について改めて慎重な検討を行ったところ、「現に戦闘行為が行われている現場」ではない場所で行う当該給油及び整備は、当該航空機により行われる可能性がある戦闘行為と時間的に近いものであるといえ、

- ① 実際に戦闘行為が行われる場所とは一線を画する場所で行うものであること、
- ② 支援活動の具体的な内容が給油及び整備であり、戦闘行為とは異質の活動であること、
- ③ 自衛隊の部隊等は他国の軍隊の指揮命令を受けるものではなく、我が国の法令に従い自らの判断で活動するものであること、
- ④ 支援する相手方の活動の現況は、あくまで発進に向けた準備中であり、現に戦闘行為を行っているものではないこと、

等の考慮事情を総合的に勘案すれば、「他国の武力の行使と一体化」するものではないと判断したものである。

4. このような考え方により、今般の法改正に当たり「戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備」を行い得ることとしたものであり、現行周辺事態法制定時の議論と整合的である。

(国会答弁例)

[参・平安特委 平27・7・29]
中谷防衛大臣答弁 対西田委員

○国務大臣（中谷元君） 後方支援活動等を行っている自衛隊の部隊が活動している場所若しくはその近傍において戦闘行為が行われるに至ったか否か、そのようなことにつきましては、その部隊等の長又はその指定する者、これが、そのような、人を殺傷し又は物を破壊する行為が現に行われているか否かという明らかな事実により客観的に判断をし、一時休止するなどして危険を回避することとなります。このような一時休止等の仕組みは、旧特措法、これと変わりはございません。部隊等の長がかかる判断を適切に行われるようになりますことも含めて、具体的な運用の在り方については引き続き不斷に検討してまいります。

その上で、このような事実関係を含む現場の部隊等からの情報、また他国政府からの情報等を踏まえて、防衛大臣が活動現場において現に戦闘行為が行われているかどうかを最終的に判断し、もし戦闘行為が行われるに至ったと判断する場合には、活動を円滑かつ安全に実施することが困難であるとして、防衛大臣は、活動の中止又は実施区域の指定の変更、これを命じなければならないというふうにいたしております。

[参・平安特委 平27・8・4]
横畠内閣法制局長官答弁 対佐藤委員

○政府特別補佐人（横畠裕介君） 従前、発進準備中の航空機への給油等、武器弾薬の提供等を除外していましたのは、実際のニーズがないということによるものであり、それがそれ自体で他の国の武力の行使と一体化するという理由によるものではございません。

今般、そのニーズがあるということを前提としてこれらの活動について改めて慎重に検討した結果、現に戦闘行為を行っている現場では支援活動を実施しないという今般の一体化回避の枠組み、すなわちそのような類型が適用できると判断したものでございます。

すなわち、発進準備中の航空機への給油等は、当該航空機によって行われる戦闘行為と時間的に近いものであるとはいえ、地理的関係について申し上げれば、実際に戦闘行為が行われる場所とは一線を画する場所で行うものであること、支援活動の具体的な内容としては、船舶、車両に対するものと同様の活動であり、戦闘行為それ自体とは明確に区別することができる活動であること、関係の密接性については、自衛隊は他の国の軍隊の指揮命令を受けてそれに組み込まれるというものではなく、あくまでも我が国の法令に従い自らの判断で活動するものであること、協力しようとする相手方の活動の現況につきましては、発進に向けた準備中であり、現に戦闘行為を行っているものではない、そこがポイントでございますけれども、まさに戦闘行為を行っているものではないということを考慮しますと、一体化するものではないという、そういう評価ができるということでございます。

(質問主意書・答弁書)

(平27・8・25 対藤末健三・参)

一及び二について

…御指摘の「「現に戦闘行為を行っている現場」ではない場所」といわゆる「非戦闘地域」とは異なるが、その上で、現在、国会に提出している我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案による改正後の重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成11年法律第60号）及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案（以下「重要影響事態法等」という。）においては、防衛大臣は、自衛隊の部隊等が後方支援活動等を円滑かつ安全に実施することができるよう当該後方支援活動等を実施する区域（以下「実施区域」という。）を指定するものとしているところ、本年6月1日の衆議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会における御指摘の中谷国務大臣の答弁は、この実施区域を実際に指定するに当たっては、現に戦闘行為が行われておらず、自衛隊の部隊等が現実に後方支援活動等を行う期間について戦闘行為が発生しないと見込まれる場所を指定するとしたものであり、これらの説明は何ら矛盾するものではないと考える。

三から五までについて

…お尋ねのように「戦闘地域」を「現に戦闘行為が行われている現場」という意味で用いるならば、右に述べたとおり、自衛隊の部隊等が後方支援活動等を実施している場所又はその近傍において戦闘行為が行われるに至った場合、当該後方支援活動等を一時休止するなどして危険を回避するものとされているため、御指摘の「戦闘地域の近くで活動すること」はないが、お尋ねの「どの程度の距離が離れていれば活動が可能なのか」については、個別の状況に応じて判断すべきものであり、一概にお答えすることは困難である。…

(国会答弁例)

〔参・平安特委 平27・8・26
横畠内閣法制局長官答弁 対杉委員〕

○政府特別補佐人（横畠裕介君） いわゆる他国の武力の行使との一体化の考え方とは、我が国が憲法第9条により武力の行使を行うことが許されない場合におきまして、我が国が行う他国の軍隊に対する補給、輸送等、それ自体は直接武力の行使を行う活動ではないが、他国の行う武力の行使への関与の密接性等から、我が国も武力の行使をしたとの法的評価を受ける場合があり得るとするものであり、そのような武力の行使と評価される活動を我が国が行うことは憲法第9条により許されないという考え方でございます。

これは、言わば憲法上の判断に関する当然の事理を申し述べたものであり、他国が

どう評価するかという問題ではなく、我が国として判断すべき事柄でございます。

○政府特別補佐人（横畠裕介君） 我が国の活動が他国の武力の行使と一体化するかどうかの判断につきましては、従来から、①戦闘活動が行われている、又は行われようとしている地点と当該行動がなされる場所との地理的関係、②当該行動等の具体的な内容、③他国の武力の行使の任に当たる者との関係の密接性、④協力しようとする相手の活動の現況等の諸般の事情を総合的に勘案して個々的に判断するとしており、このような考え方方に変わりはございません。

○政府特別補佐人（横畠裕介君） 一体化の考え方につきましては、先ほど申し上げた四つの考慮事項を基本として、諸般の事情を総合的に勘案して個々的に判断するという考え方でございますが、自衛隊が支援活動を実施する都度、一体化するか否かを個別に判断するということは実際的ではないことから、平成11年の周辺事態安全確保法においては後方地域、平成13年のテロ特措法及び平成15年のイラク特措法においては同様のいわゆる非戦闘地域という要件を定めて、そこで実施する補給、輸送等の支援活動については類型的に他国の武力の行使と一体化するものではないと整理したところでございます。

その考え方は、戦闘行為が行われている場所と一線を画する場所で行うという①の地理的関係を中心として、②の支援活動の具体的な内容については、補給、輸送といった戦闘行為とは明確に区別することができる異質の活動であること、③の関係の密接性については、自衛隊は他国の軍隊の指揮命令を受けてそれに組み込まれるというものではなく、我が国の法令に従い自らの判断で活動するものであること、④の協力しようとする相手の活動の現況につきましては、現に戦闘行為を行っているものではないことなどを考慮したものでございます。

○政府特別補佐人（横畠裕介君） 今般の法整備におきましては、その後の自衛隊の活動の経験、国際連合の集団安全保障措置の実態、実務上のニーズの変化などを踏まえ、支援活動の実施、運用の柔軟性を確保する観点から、自衛隊が支援活動を円滑かつ安全に実施することができるよう実施区域を指定するということを前提に、自衛隊の安全を確保するための仕組みとは区別して、憲法上の要請である一体化を回避するための類型としての要件を再整理したものでございます。

すなわち、一体化を回避するための仕組みとしては、我が国の支援対象となる他国軍隊が現に戦闘行為を行っている現場では支援活動を実施しないこと、仮に状況変化により我が国が支援活動を実施している場所が現に戦闘行為を行っている現場となる場合には、直ちにそこで実施している活動を休止又は中断することとしたものでございます。

その考え方は、協力しようとする相手が現に戦闘行為を行っているものではないという先ほどの④の相手の活動の現況を中心として、そうであるならば、①の地理的関係においても、戦闘行為が行われる場所とは一線を画する場所で行うものであることに変わりはなく、また、②の支援活動の具体的な内容については、補給、輸送といった戦闘行為とは明確に区別することができる異質の活動であり、③の関係の密接性に

ついても、自衛隊は他国の軍隊の指揮命令を受けてそれに組み込まれるというものではなく、我が国の法令に従い自らの判断で活動するものであって、これまでと同様であることから、全体として一体化を回避するための仕組み、担保として十分であるということでございます。

〔参・平安特委 平27・9・9
岸田外務大臣・横畠内閣法制局長官 答弁〕

○藤末健三君 …昨日の参考人質疑で、大森政輔元内閣法制局長官は、他国軍への後方支援として政府が新たに認める発進準備中の航空機への給油について、他国の武力行使と一体に当たり違憲と指摘されました。大森元法制局長官は、1996年から99年まで内閣法制局長官を務め、現行の周辺事態法の作成時に発進準備中の航空機への給油が盛り込まれなかった経緯を説明され、内閣法制局の参事官は、典型的な一体化事例で認められないと何度も言い続けたそうでございます。そして、当時、給油を強く要求したのは外務省であるとおっしゃっていました。同時に、憲法上認められないことにすると末永く判断が尾を引くので、表面上は米軍からのニーズがないということにしようというのが真相だったと述べられております。

このことにつきまして、大森参考人のこの発言につきまして、外務大臣と法制局長官に事実関係をお聞きしたいと思いますが、よろしくお願ひします。

○国務大臣（岸田文雄君） 我が国の後方支援、関連法案に基づいて行う後方支援ですが、まず、国際法上においても、これは国連憲章第2条4に照らしても、これは武力の行使には該当しない、このように整理をされます。また、憲法との関係においても、武力の行使との一体性の考え方に基づいて、これは憲法との関係においても憲法違反に当たらない、こういった整理をしております。

それに加えて、軍事的要請として現実の後方支援がどのように行われるのか、さらには、これはもう委員会の場で再三説明しておりますが、今のこの御議論いただいている法律に基づいて後方支援をどのように行うのか、こうしたことを考えますときに、御指摘のような点は当たらないと。

こうした、国際法においても、憲法においても、実態においても、これが武力行使として認定されることはある得ないと申し上げております。

○政府特別補佐人（横畠裕介君） …この問題につきましては、平成11年1月28日の衆議院予算委員会におきまして、当時の大森内閣法制局長官がお答えしております【編注：362頁参照】が、…当時議論があったということを前提でございますけれども、憲法上慎重な検討を要する問題であるということまでの共同認識を得て、それ以上の、絶対黒だというところまでの断定はしていないわけでございますが、私どもの立場では、今もやはり憲法上の適否について慎重な検討を要する問題であるという認識には変わりございませんと答弁しております、私どもとしてはそのとおりであると認識しております。

その意味におきまして、周辺事態法におきまして除外を設けておりますのは、二

ズがなかったからということでありまして、憲法上の関係におきまして武力行使との一体化の関係から除いたわけではないというふうに整理してお答えしているところでございます。

(質問主意書・答弁書)

(平27・9・29 対藤末健三・参)

一から三までについて

平成27年9月19日に成立した我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律による改正前の周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成11年法律第60号）別表第1及び別表第2の備考に規定する戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備は、同法の立案に当たり、後方地域支援として我が国が実施する支援措置の内容を検討する過程において、米側から我が国に対する協力の要請の内容として想定していないとの説明があった事柄であり、政府として、そのような支援措置は実施しないことを規定上明らかにしたものであり、当該給油及び整備が他国の武力の行使と一体化するか否かについては、結論を出してはいなかったものである。このことは、平成11年1月28日の衆議院予算委員会において、当時の大森内閣法制局長官自身も述べているとおりである。

(平27・9・29 対藤末健三・参)

一及び二について

平成27年9月19日に成立した我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律による改正後の重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成11年法律第60号）においては、同法に基づく後方支援活動の実施に際して、また、同日に成立した国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律においては、同法に基づく協力支援活動の実施に際して、防衛大臣は、自衛隊の部隊等が後方支援活動又は協力支援活動（以下「後方支援活動等」という。）を円滑かつ安全に実施することができるよう当該後方支援活動等を実施する区域（以下「実施区域」という。）を指定することとされている。後方支援活動等の実施に際しては、自衛隊の部隊等が不測の事態に遭遇することのないよう、戦闘行為の発生状況、支援対象国の軍隊等の展開状況等について考慮し、現に戦闘行為が行われておらず、自衛隊の部隊等が現実に後方支援活動等を行う期間について戦闘行為が発生しないと見込まれる場所を実施区域として指定することとなる。指定の際には、周辺の状況の観測や確認に適した場所の存在、万が一状況が急変するような場合に危険を回避することができる場所の存在、宿営地等の施設までの避難経路の確保ができること等についても、現地の状況に応じて考慮することとなると考えており、後方支援活動等の実施に当たり、自衛隊の収集した情報や支

援対象国等から提供された情報に基づき、これらについても十分な検討を行うこととなると考えているが、現地の状況は様々であると想定されることから、御指摘のような「場所の指定に関する具体的なガイドライン」をあらかじめ作成することは考えていない。

(平27・10・2 対山本太郎・参)

四について

国際平和協力支援活動法第8条第6項の規定は、…改正後的重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成11年法律第60号）第7条第6項の規定と同じであるが、これについて、平成27年9月2日の参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会において中谷国務大臣が、「例外的な場合といたしまして、既に遭難者が発見をされ、自衛隊の部隊等がその救助を開始をしているときは、まさに人道上の見地からの活動を継続することができるというふうになっておりますが、これはあくまでも部隊の安全が確保されている場合に限られるということを法律上明記をしております。安全が確保されていない状況下で活動を継続することはできません。」と答弁したとおりである。

8-B 米軍への情報提供

- (1) 米軍への情報の提供については、日米安保体制下において、日米両国が平素から、軍事情報を含め、相互に必要な情報交換を行うことは当然のことであると考えられ、このような一般的な情報交換の一環として米軍に情報を提供することは、実力の行使に当たらず、憲法第9条との関係で問題を生じるおそれはないと考えられる。
- (2) 自衛隊がその任務を遂行するために行う情報収集活動によって得られる情報を、一般的な情報交換の一環として米軍に提供することは、それが「重要影響事態」等に際して行われるものであっても、憲法第9条との関係で問題を生じるおそれはないと考えられる。
- (3) しかしながら、例えば、特定の国の武力行使を直接支援するために、偵察行動を伴うような情報収集を行い、これを提供する場合のように、情報の提供に特定の行動が伴う場合には、これが例外的に他国による武力の行使と一体となると判断される可能性がある。

(注)

- ① 「偵察行動」とは、一般的には、敵の様子、動向や地形等を観察、観測し、その情報を伝えることをいうものである。
- ② 「特定の行動」とは、例えば戦闘地域において、ある国から特定の情報を特に戦術的にとてほしいと頼まれ、そのために情報収集活動を行うようなことを指す。

(国会答弁例)

〔衆・予算委 昭61・2・7
加藤防衛庁長官・西廣防衛庁防衛局長 答弁〕

○西廣政府委員 私、先ほどから申し上げておりますのは、情報の内容について申し上げているのじやなくて、情報のとり方について、例えばP3Cが我が国の防衛のためあるいは平素の監視活動、そういった自衛隊の任務のためでなくして、他国から頼まれて運航するということはいかがなものであろうかということを申し上げております。

一方、OTHレーダーについて言えば、これは平時、有事を問わず、一定の電波というものを出して情報収集をしておるものでありますので、他国に頼まれて特に電波を出すとかそういうものではございませんので、その点、そういう我が方の部隊行動なりあるいは情報収集のやり方について申し上げているので、提供する情報の内容がどうかこうかというようなことを申し上げているのじやないので、その点御理解いただきたいと思います。

○加藤国務大臣 …今問題になりましたのは、特定国からどういうような情報を特に戦術的にとてほしいと頼まれてやるような場合は問題があるのではなかろうかというわけで、情報のとり方の問題として分けてお考えいただければいいと思います。P3C、OTHの問題ではなくて、すべてにわたって情報のとり方の問題として御整理いただきたいと思います。

(文書回答)

<平成9年4月10日衆議院日米安全保障条約の実施に伴う土地使用等に関する特別委員会における東委員の質問について>

(抜粋)

(平9・4・10)

(内閣法制局)

1 米軍への情報提供について

日米安保体制下において、日米両国が平素から、軍事情報を含め、相互に必要な情報交換を行うことは当然のことであり、このような一般的な情報交換は、実力の行使に当たらず、集団的自衛権の行使には当たらないと考えられる。

しかしながら、一方で、政府としては、従来から、我が国が自らは直接武力の行使を行わないとしても、他の者が行う武力の行使への関与の密接性などから、他の者による武力の行使と一体となるような行動を行う場合は、我が国としても武力の行使をしたとの法的評価を受けることがあると申し上げてきた。

お尋ねの事柄についても、このような考え方につれて、例えば、特定の国の武力行使を直接支援するために、偵察行動を伴うような情報収集を行い、これを提供するようなことについては、他の者による武力の行使と一体となると判断される可能性があると考えられる。

(国会答弁例)

〔衆・外務委 平9・6・4
秋山内閣法制局第一部長 答弁〕

○秋山（收）政府委員 本年4月10日付で私どもが出した文書につきましての御質問がございましたので、その点につきまして、まず簡単に御説明しておきます。

これは、東先生からの御質問に対して私どもで文書で回答したものでございまして、関連の部分をちょっと引用しますと、「例えば、特定の国の武力行使を直接支援するために、偵察行動を伴うような情報収集を行い、これを提供するようなことについては、他の者による武力の行使と一体となると判断される可能性があると考えられる。」と述べているところでございます。

これは、情報提供は一般的には実力の行使には当たりませんで憲法上の問題は生じませんが、特定の行動を伴うことによって例外的に一体化の問題が生ずるおそれがあるということを指摘したものでございまして、一般論としましては、情報の提供につきましては憲法9条との関係で問題を生ずることはないというふうに考えております。

それで、今御指摘のような、具体的な状況を設定しての御質問がございましたが、このような問題につきましては、情報の相手方の行動あるいは我が国情報提供の内容その他の具体的な事態に照らしまして考える必要がありまして、一概に申し上げることはできないと考えておりますけれども、一般論としては、情報の提供は、その内容も含め、一般的な情報交換の一環として行われるものであれば憲法上の問題はないというふうに考えているところでございます。

○秋山（收）政府委員 …安保体制下におきまして、日米両国が平素から軍事情報も含めまして必要な情報交換を行うことは当然のことであると考えておりますけれども、自衛隊が常日ごろ行っています情報収集活動あるいは警戒監視活動を通じて収集した情報を、一般的な情報交換の一環として米軍に提供すること、これは実力の行使に当たりません。

したがいまして、仮に米軍に自衛隊の収集した情報が直ちに流れるというようなシステムになっていたとしても、憲法上の問題を生ずることはないというふうに考えております。

〔衆・防衛指針特委 平11・4・15
大森内閣法制局長官 答弁〕

○横路委員 …平時の場合の情報の交換と、米軍が戦闘行為中の情報というのは、同じに論することは私はできないというように思っています。…今まで統一見解がありますが、この中で、例えば戦闘行動を米軍が行っているというところで、日米が調整をして、そして、例えば潜水艦を発見するということ、あるいは、飛んでくる飛行機について情報をキャッチして米軍にその情報を伝えるというような活動というのは、

この平成9年4月10日の統一見解を見ますと、「特定の国の武力行使を直接支援するため、偵察行動を伴うような情報収集」ということになると思うんですね。

これはもう実態として、そういう行動を平時からずうっとやっていって、それが周辺事態のおそれ、さらに周辺事態と、やめるわけじゃなくてむしろグレードアップしていって、そして調整もやりながら活動が行われるということになりますから、これはもう完全に一体となった行動だというように思います。これは、まさにこの法制局長官の見解に該当するというか、触れるということだと思いますけれども、いかがでござりますか。

○大森（政）政府委員 まず、先般も委員のお尋ねにお答え申し上げましたように、情報を、日米間で具体的にどのようなことがなされているかということを、具体的に承知しているわけじゃございません。

そこで、一般論として申し上げたわけでございますが、一般的な情報交換の一環として情報を提供するというものは、一般論としては実力の行使に当たらないから、憲法9条との関係では問題がないであろう。しかしながら、先般も申し上げましたように、特定の国の武力行使を直接支援するために、偵察行動を伴うような情報収集を行い、これを提供する場合のように、情報の提供に特定の行動が伴う場合には、例外的に他国の武力行使と一体となると判断される可能性があるというふうにお答え申し上げたことは、そのとおりでございます。

そこで、一体化するかどうかの判断の具体的な基準でございますけれども、これはやはり、その一体化論の性質上、我が国の行動の具体的な内容とか、あるいは提供する情報の具体的な内容等を総合的に勘案して、個々の事案に即して判断すべきである。具体的な状況を離れて、委員が今挙げられましたような所与の条件だけで、今、当たるとか、一体化するとか、一体化しないと直ちに断定的にお答えすることは、やはり無理ではなかろうかと思いますので、一体化する、あるいは一体化しないという問い合わせに対しては、直接お答えすることは困難であるということが言えようかと思います。

〔衆・防衛指針特委 平11・4・26
野呂田防衛庁長官 答弁〕

○野呂田国務大臣 日米安保体制下において、日米が平素から軍事情報を含め相互に必要な情報交換を行うことは、当然のことあります。このことは、周辺事態においても何ら変わるものではありません。このような一般的な情報交換の一環として米軍への情報提供をすることは、実力の行使に当たらず、憲法第9条との関係で何ら問題を生ずるおそれはないと考えております。このことは累次申し上げてきたところであります。

したがって、自衛隊がその任務を遂行するために行う情報収集活動により得られた情報を、一般的な情報交換の一環として米軍へ提供することは、憲法上の問題はないと考えます。これも先般申し上げたところでありますが、例えば、特定の国の武力行使を直接支援することのみを目的として、ある目標に方位何度何分、角度何度で撃て

というような行為を行うことについては、憲法上問題を生ずる可能性があると考えているところであります。現実にこのような情報を私どもが米軍に提供することは、全く考えておりません。

〔衆・安保委 平13・11・6
阪田内閣法制局第一部長 答弁〕

○阪田政府参考人 …法制局の方で申し上げておりますのは、どちらかというと、その情報の収集の方法が、…特別な行動をとってわざわざ情報を収集するというような側面、とり方の方にウェートを置き、それから野呂田大臣がおっしゃっておりますのは、情報の中身、むしろその場合、例えば米軍の武力の行使にどれだけ直接裨益するかという情報の中身にウェートを置いて、例外的に、憲法上、武力の行使と一体化するものとして問題のあるものがあり得るということを述べたものであります。両者はそれぞれ視点が違うだけであって、矛盾するというようなものではないというふうに考えております。…ある目標に方位何度何分、角度何度で撃てというようなたぐいの…情報を得るために非常に、要請を受けて、わざわざそういう情報をそのため収集するという活動が必要になることが多いということだろうと思います。そういう意味では、平成9年の法制局見解、それから平成11年の防衛庁長官の見解というのは大部分において一致しているというか、重なり合っているというふうに考えることができます。

〔衆・テロ特委 平13・11・26
中谷防衛庁長官 答弁〕

○中谷国務大臣 …このデータリンクシステムというのは、艦艇等に搭載された互いのコンピューターを無線通信で接続して、レーダー等のセンサーで収集した航空機等の位置に関する情報に基づいて、相互にデータを送受信することによって情報を共有する通信システムでございますが、この通信システムで自動的に攻撃が行われるというわけではなくて、それに基づいて改めて攻撃の目標の識別を行うと同時に、攻撃に割り当てた武器ごとの射撃統制レーダーによって攻撃目標としての特定、捕捉、攻撃方法の決定、攻撃実施の対応、これを米国独自でやるわけでございます。そういう意味では、データリンクシステムというのはデータの通信の形態であります、通常の無線通信とかファックス、そのような本質は異なるところはないわけであります。

したがいまして、自衛隊がその所掌事務を遂行するために主体的に収集した情報をデータリンクシステムを介して米軍に情報提供する場合があったとしても、それが一般的な情報交換の一環として行われる限り、憲法上の問題を生じるおそれはないというふうに考えております。

〔参・外交防衛委 平14・11・21
石破防衛庁長官 答弁〕

○石破国務大臣 …C E Cの御指摘がございましたが、C E Cというもの、いわゆる共同交戦能力と、こういうふうに仮に訳しましようか。これは、まだ米海軍において

も研究開発段階であって、まだ実用化されていない。当然私どものイージス艦もこのようなC E C能力を保持はしていないということだと、私は現在思っております。

このC E Cというものが入ってまいりましたときには、また議論は当然違ってくるのだろうと思っておりますが、現在のイージス艦が持っております、委員御案内のおりリンク16という能力はそれ以前の、もちろんイージスもリンク11を併用はしておりますわけでございますけれども、リンク11というシステムと、私は、本質的に差があるかといえば、それは質的な差をもたらすものではない。C E Cになりますと、そこに質的な差という概念が生ずるのだろうと思いますが、リンク11とリンク16の間に本質的な差があるかといえば、私はそれは否だろうと思っておるところでございます。

[編注] リンク11もリンク16もデータリンクシステムの呼称。イージス艦を含む護衛艦にはリンク11が搭載されているが、イージス艦には更に、伝達する情報量、伝達速度等の点でより高度なリンク16も搭載されている。

(質問主意書・答弁書)

(平24・11・22 対佐藤正久・参)

○質問主意書

七 周辺事態安全確保法は、情報提供に関して規定を設けていないが、周辺事態が認定された後についても、日本政府から米国への情報提供には制約がないと考えてよいのか、政府の見解如何。また、憲法の枠を超える情報提供が生起することが想定されるならば、周辺事態安全確保法の改正を行う必要があると考えるのか、政府の見解如何。

○答弁書

七について

一般論として言えば、自衛隊がその任務を遂行するために行う情報収集活動により得られた情報を米軍に対して一般的な情報交換の一環として提供することは、実力の行使に当たらず、周辺事態（周辺事態安全確保法第一条に規定する周辺事態をいう。以下同じ。）に際して行われるものであっても、憲法上の問題はないと考えているところ、周辺事態に際して我が国が行う情報提供について、憲法との関係で問題となるような状況は想定していない。

(国会答弁例)

〔衆・平安特委 平27・6・15
中谷防衛大臣答弁 対丸山委員〕

○中谷国務大臣 一般的な情報提供の一環としての情報提供は、一般論としては実力の行使に当たらないということで、憲法9条との関係では問題がありません。

しかし、情報収集につきまして、従来から、例えば特定の国の武力の行使を直接支援するために偵察活動を伴うような情報収集を行い、これを提供する場合のように、情報の提供に特定の行動が伴う場合には、例外的に他国の武力の行使と一体と

なると判断される可能性があると考えております。

ここで言う特定の行動とは、従来から、我が国が、ある国から特定の戦闘行為の実行を直接支援するために特定の情報を特に戦術的にとてほしいと頼まれ、そのために情報収集活動を行うようなことを指すと解しております。また、ある目標に南緯何度何分、角度何度で撃てというような行為は、情報提供にとどまらない軍事作戦上の指揮命令の範疇に入るものでありまして、憲法上問題を生じる可能性がありまして、このような活動を行うことはございません。以上です。

〔参・平安特委 平27・8・19
中谷防衛大臣答弁 対東委員〕

○國務大臣（中谷元君） 委員御指摘のとおり、効果的な弾道ミサイル対処を日米共同で行うためには、日米のBMD関連装備品の間でセンサー情報、これをリアルタイムで相互に直接共有するということが必要であります。このため、自衛隊と米軍のレーダー情報等を、データリンク、これを活用しながら迅速かつ効果的に共有することといたしております。

このようなデータリンクを活用した情報共有につきましても、それが一般的な情報交換の一環として行われる限り、憲法9条との関係では問題はありません。このような情報提供と武力の行使の一体化に関する考え方は、今般の法整備においても変更はないわけでございます。

他方、これまで、一般的な情報交換の一環としての情報提供にとどまらず、ある目標に南緯何度何分、角度何度で撃てというような行為は、情報の提供にとどまらない軍事作戦上の指揮命令、これの範疇に入るものでありまして、憲法上問題を生じる可能性があると従来から説明をしてきておりまして、この考え方にも変更はないわけでございます。

この点、自衛隊及び米軍は、データリンクを活用いたしまして情報の共有を緊密に行いつつも、BMDシステムの下で迎撃を実施するに当たっては、それぞれのセンサーで捉えた目標情報をそれぞれの指揮系統に従って主体的に判断することとなっておりまして、憲法上は問題ないと考えております。

8—C 戦闘作戦行動のための基地使用の応諾

- (1) 日米安保条約及びその関連取極に基づき、我が国から行
われる米軍の戦闘作戦行動のための基地としての施設・区
域の使用について我が国が応諾を与えることは、実力の行
使に当たるものではない。
- (2) また、米軍機が戦闘作戦行動のために我が国内の米軍基
地を滑走路として使用することは、我が国があらかじめこ
れを応諾している結果として行われるものであるが、この
場合、我が国の行為としては、施設・区域を米軍が使用す
ることを応諾するという消極的な行為にとどまり、それ以
上に積極的な行為を行うものではないから、米国の武力の
行使との一体化の問題が生ずることもない。
- (3) したがって、米軍の戦闘作戦行動のための基地使用を応
諾することが、憲法第9条との関係で問題を生ずることは
ない。

(国会答弁例)

〔参・防衛指針特委 平11・5・20
大森内閣法制局長官 答弁〕

○政府委員(大森政輔君) …周辺事態において米軍の航空機が滑走路を使用するという場合には、安保条約6条に基づいて提供しているいわゆる米軍基地飛行場の使用の場合と臨時に我が国の民間空港の滑走路の使用を認める場合と両方あろうかと思うわけでございます。いずれにしましても、要するに安保条約及びその関連取り決めに基づいて我が国から行われる米軍の戦闘作戦行動のための基地としての使用について、我が国があらかじめ応諾をしているという結果として米軍機が滑走路を使用するわけでございます。

その場合に、我が国の行為としましては、あくまでそういう施設を使用することを応諾するという消極的な行為にとどまりまして、予定される米軍の武力の行使と一体化するような積極的な行為を我が国がそれ以上にするということはないと考えられますので、いわゆる一体化論との関係では、滑走路を使用することを応諾するということとの関係では憲法上の問題は生じないんではないかというふうに考えているところでございます。

(質問主意書・答弁書)

(平22・3・23 対浅尾慶一郎・衆)

二について

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(昭和35年条約第6号)に基づき我が国が負っている義務は、憲法の範囲内のものである。